

FOR TOMORROW

しぶや法人



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈第8回通常総会〉

— 第8回通常総会報告 —

— 渋谷税務署人事異動報告 / 緊急経済対策における税制上の措置 —

2020.6・7
8・9合併号
No. **565**
令和2年

第8回通常総会報告(事業・決算/事業計画・予算報告)	— 3
渋谷税務署人事異動報告	— 10
渋谷税務署新幹部ご紹介	— 11
緊急経済対策における税制上の措置	— 12
都税コーナー	— 14

法人会掲示板 8・9月

8月・9月(10月)実施する主な事業

一般会員参加可能行事 地域・社会貢献活動

- 8月24日 会員増強合同会議
- 9月1日 渋谷駅前清掃活動<青年部会>
- 9月3日 経理実務講座①
- 9月10日 経理実務講座②
- 9月17日 経理実務講座③
- 9月24日 経理実務講座④
- 10月1日 経理実務講座⑤
- 10月6日 渋谷駅前清掃活動<青年部会>
- 10月10日 経理実務講座⑥

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

初級簿記日程 (全15回)

(商工会議所簿記検定3級程度)

9月8日(火)・11日(金)・15日(火)・18日(金)・25日(金)
29日(火)
10月2日(金)・6日(火)・9日(金)・13日(火)・16日(金)
20日(火)・23日(金)・27日(火)・30日(金)
(11月2日(月)・6日(金)予備日)

研修会・講習会等の開催について

新型コロナウイルス感染はまだまだ予断を許さない状況です。当会としましては、今後も各種研修会・講習会・セミナー等について、企画・ご案内を差し上げますが、実際の開催については、逐次状況を勘案のうえ、**開催中止をする場合は速やかにお申込者へのご連絡を差し上げますと同時に、当会ホームページに掲載いたします。**

ソーシャルディスタンス確保のため、通常より定員を少なくさせていただきます。

ご参加いただく際は、**マスクの着用**をお願いいたします。また、当日体調の悪い方は、ご参加をご遠慮いただくようお願いいたします。

事務局からのお知らせ

8月11日(火)から14日(金)は事務局職員の夏季休暇とさせていただきます。

決算法人説明会のお知らせ

日時 令和2年8月20日(木)
令和2年8月21日(金)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷税務署 7F 会議室(予定)

日時 令和2年9月15日(火)
令和2年9月16日(水)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷税務署 7F 会議室(予定)

該当の会社は是非ご出席下さい。

税務相談日について

令和2年4月より、月に1回
無料税務相談日を設けております。

- 開催日程については、原則として何れかの水曜日に開催しますが、事前にお問い合わせいただくか、会報若しくは当会ホームページでご確認下さい。
- 開催場所：渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
TEL：03-3461-0758
- 開催時間：午後1時30～4時
- 相談担当：渋谷法人会アドバイザー
池田喜一税理士
- 基本的に来局の上、ご相談いただきます。お電話でのご相談は、担当の税理士が対応出来る場合のみです。来局者優先ですので、途中来局があった場合は、打ち切らせていただく場合があります。

無料税務相談日のご案内

令和2年9月9日(水)
令和2年10月21日(水)
令和2年11月25日(水)

時間 午後1時30分～4時
場所 渋谷法人会館

公益社団法人
渋谷法人会

第8回通常総会

全議案原案通り承認可決 第8回通常総会終了



長島会長挨拶



司会進行

去る6月23日(火)午後3時より、渋谷法人会館 3階研修室に於いて第8回通常総会を開催しました。(令和2年3月末有効議決権数3,392 委任状1,684 出席33)

当初第8回通常総会は、6月10日(水)にセルリアンタワー東急ホテルに於いて、渋谷税務署長松本真也様ほか、多数のご来賓、並びに会員の方々にご出席いただき、開催する予定でしたが、令和元年12月に中国武漢市で確認された、新型コロナウイルス感染が全世界的に広まり、日本においても令和2年2月頃から徐々に感染者が増え始め、多人数での会合、懇親会等が困難な状況となりました。

6月に入り、緊急事態宣言や都の自粛要請も解除されましたが、引き続き事業を行うには、様々な制約が必要な状況となりました。但し、総会の開催は不可避ですので、極めて少人数で、感染防止に配慮し開催し、提出された諸議案は全て、原案通り承認可決されました。当日は全員マスク着用、スペースを空

けて、演題の前にビニールシートを付けての総会となりました。

昨年中は、税を中心とした研修会・講習会、経営セミナーの開催、様々な社会貢献事業を展開し、公益法人としての使命を遂行してまいりました。今年2月下旬からは、事業を計画するも開催が困難となりましたが、渋谷法人会ホームページ上で、『新型コロナウイルス感染症に対するリンク集』等を貼ることで、政府系金融機関、支援機関等施策の情報を逐次、閲覧できるようにいたしました。また、組織の拡充強化の為、本年度も10・11・12月の3ヶ月の会員増強月間を実施しましたが、令和元年度も減少となりました。令和2年度は、新型コロナ感染症による自粛要請や、感染症対策の影響も大きく、さらに厳しい状況が予想されます。

令和2年度の事業計画では、組織の確立、納税思想の高揚、会員の質的向上、地域社会への貢献を柱とし、更に公益社団法人に相応しい、幅広い会活動を重点施策とし、積極的に推進することを主軸とした事業計画を全理事に郵送し、決議の省略の手続きにより承認されており、令和元年度予算と併せて総会においてご報告しました。



開会のことば



閉会のことば

正しい税知識を学ぼう

令和元年度事業報告

<概 況>

令和元年度は「法人会の基本理念」に則り、納税意識の高揚、会員の研鑽、社会への貢献を図り、公益法人の使命を達成するため組織的に事業活動を展開しました。

全世界的に地球温暖化による異常気象が猛威を振るい、日本でも気温の上昇や過去に経験したことがない雨や風で、各地に多くの犠牲者を出し、国民の生活、社会経済に甚大な被害を与えました。今後も地球規模での気候変動について大変憂慮されます。

税制面では、中小企業における法人税軽減税率の特例や、中小企業向け投資促進税制制度の適用期限が延長されました。

令和元年10月に消費税率の10%への引き上げに伴い、初めて軽減税率制度が実施され、法人会では対象商品、税額計算、補助金等について説明会を開催しました。

また、消費税増税に伴う景気対策として「キャッシュレス決済」によるポイント還元制度の導入が政府挙げての政策となりました。

さらに、当会の趣旨に賛同していただいている会員に対するサービス、交流の充実も図りました。

青年部会は、主軸の事業に定着した「租税教室」を区内4校の小学校で開催し、未来を担う子供達に税の大切さを伝えることができました。

女性部会では第9回「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、渋谷税務署において、優秀作品には賞状と記念品を贈呈しました。

地球温暖化対策の取組みでは、東京都の“地球温暖化対策報告書”の提出について、今年度も会員企業30社のご協力がありました。

また、社会貢献委員会では区内特養ホーム「あやめの苑・代々木」「美竹の丘・渋谷」の2か所を“秋のコンサート”と題して、二期会21所属オペラ歌手とピアノ奏者で慰問し、「けやきの苑・西原」では地域の劇団の民謡歌手と訪問し、楽しい時間を過ごしていただきました。

令和元年12月、中国武漢市で確認された新型コロナウイルスにより世界各国に感染が拡大し、日本国内でも感染症による社会・経済的影響を受け、政府は「歴史的緊急事態宣言」を発令しました。また、2020東京オリンピック・パラリンピックも1年延期されました。

会運営にあたっては、本部・支部及び部会役員、そして多くの会員が、その役割と責任においてボランティア精神で事業活動に参加していただき、公益目的事業を積極的に実施し、公益事業増進の担い手として、地域社会に貢献することができました。



事業報告・事業計画



収支決算報告・収支予算



会計監査報告

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	15,569,069	16,141,366	△ 572,297
現 金	1,121,360	1,276,521	△ 155,161
当座預金	305,097	533,390	△ 228,293
普通預金	11,347,877	10,364,272	983,605
郵便貯金	2,794,735	3,967,183	△ 1,172,448
未収会費	1,674,600	1,819,200	△ 144,600
前 払 金	35,906	0	35,906
【流動資産合計】	17,279,575	17,960,566	△ 680,991
2. 固定資産			
(1)基本財産			
土地	6,037,281	6,037,281	0
定期預金	489,834,860	489,834,860	0
普通預金	20,037,314	26,957,264	△ 6,919,950
投資有価証券	50,000,000	50,000,000	0
【基本財産合計】	565,909,455	572,829,405	△ 6,919,950
(2)特定資産			
退職給付引当資産	0	22,108,761	△ 22,108,761
社会貢献引当資産	851,391	851,383	8
【特定資産合計】	851,391	22,960,144	△ 22,108,753
(3)その他固定資産			
建物	54,790,812	57,372,577	△ 2,581,765
建物付属設備	426,064	496,578	△ 70,514
車両運搬具	904,422	1,355,954	△ 451,532
什器備品	997,613	659,659	337,954
電話加入権	430,400	430,400	0
ソフトウェア	887,082	0	887,082
長期前払費用	10,360	10,360	0
【その他固定資産合計】	58,446,753	60,325,528	△ 1,878,775
【固定資産合計】	625,207,599	656,115,077	△ 30,907,478
【資産合計】	642,487,174	674,075,643	△ 31,588,469
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	236,520	△ 236,520
前受金	150,000	230,000	△ 80,000
預り金	253,432	451,832	△ 198,400
【流動負債合計】	403,432	918,352	△ 514,920
2. 固定負債			
退職給付引当金	9,102,940	32,965,190	△ 23,862,250
【固定負債合計】	9,102,940	32,965,190	△ 23,862,250
【負債合計】	9,506,372	33,883,542	△ 24,377,170
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
【一般正味財産合計】	632,980,802	640,192,101	△ 7,211,299
(うち基本財産への充当額)	(565,909,455)	(572,829,405)	(△ 6,919,950)
(うち特定資産への充当額)	(851,383)	(851,383)	(0)
【正味財産合計】	632,980,802	640,192,101	△ 7,211,299
【負債及び正味財産合計】	642,487,174	674,075,643	△ 31,588,469

事業に参加することがメリットにつながる

正味財産増減計算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日 (2019年4月1日～2020年3月31日)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				会 議 費	3,989,206	2,355,160	1,634,046
1. 経常増減の部				委 託 費	1,041,929	1,067,597	△25,668
(1) 経常収益				新 聞 図 書 費	204,907	408,717	△203,810
基本財産運用益	121,561	87,445	34,116	支 払 手 数 料	2,803,531	2,499,855	303,676
基本財産受取利息	121,561	87,445	34,116	管 理 費	18,840,337	24,592,573	△5,752,236
特定資産運用益	1,051	2,732	△1,681	役 員 報 酬	528,000	2,112,000	△1,584,000
特定資産受取利息	1,051	2,732	△1,681	給 料 手 当	5,082,660	4,485,440	597,220
受取会費	39,535,400	40,304,100	△768,700	退職共済制度掛金	91,800	175,200	△83,400
一般会費受取会費	39,535,400	40,304,100	△768,700	退職給付費用	283,918	411,244	△127,326
事業収益	2,903,008	3,491,523	△588,515	福 利 厚 生 費	6,000	6,000	0
簡易保険取扱収益	142,639	197,653	△55,014	法 定 福 利 費	826,303	992,528	△166,225
講習会会費収益	318,800	667,400	△348,600	旅 費 交 通 費	229,149	220,232	8,917
福利厚生事業収益	1,546,429	1,662,890	△116,461	通 信 運 搬 費	253,338	243,541	9,797
広 告 収 益	661,200	640,640	20,560	減 価 償 却 費	719,312	735,853	△16,541
貸 館 業 収 益	233,940	322,940	△89,000	消 耗 什 器 備 品 費	8,208	48,251	40,043
受取補助金	29,846,212	29,059,767	786,445	消 耗 品 費	204,651	202,759	1,892
全法連受取助成金	28,154,900	27,404,340	750,560	リ ー ス 料	121,820	129,506	△7,686
東法連受取助成金	1,691,312	1,655,427	35,885	修 繕 費	42,682	0	42,682
受取負担金	5,114,000	5,673,000	△559,000	印 刷 製 本 費	475,057	392,341	82,716
総会・賛詞受取負担金	4,160,000	4,330,000	△170,000	広 告 宣 伝 費	162,800	152,200	10,600
会員交流事業負担金	954,000	1,343,000	△389,000	車 輛 管 理 費	14,027	14,252	△225
雑収益	573,130	602,609	△29,479	光 熱 水 道 費	207,799	197,542	10,257
受 取 利 息	101	125	△24	事 務 所 管 理 費	327,003	359,128	△32,125
雑 収 益	573,029	602,484	△29,455	保 險 料	189,415	211,585	△22,170
【経常収益計】	78,094,362	79,221,176	△1,126,814	表 彰 費	361,136	561,662	△200,526
(2) 経常費用				諸 謝 金	20,000	243,000	△223,000
事業費	66,465,324	70,917,799	△4,452,475	会 場 費	890,455	1,498,167	△607,712
役 員 報 酬	2,112,000	8,448,000	△6,336,000	租 税 公 課	544,628	532,352	12,276
給 料 手 当	20,330,640	17,941,760	2,388,880	諸 会 費	351,850	351,850	0
退職共済制度掛金	367,200	700,800	△333,600	支 払 負 担 金	600,500	762,000	△161,500
退職給付費用	1,135,672	1,644,976	△509,304	会 議 費	5,173,674	8,464,157	△3,290,483
福 利 厚 生 費	24,000	24,000	0	渉 外 慶 弔 費	228,839	282,576	△53,737
法 定 福 利 費	3,305,211	3,970,110	△664,899	委 託 費	141,024	141,648	△624
旅 費 交 通 費	2,031,003	2,313,072	△282,069	新 聞 図 書 費	26,279	25,853	426
通 信 運 搬 費	6,305,094	6,171,208	133,886	支 払 手 数 料	404,810	342,786	62,024
減 価 償 却 費	2,877,248	2,943,410	△66,162	雑 費	7,000	10,120	△3,120
消 耗 什 器 備 品 費	32,832	193,005	△160,173	貸 倒 損 失	316,200	286,800	29,400
消 耗 品 費	1,863,397	2,089,339	△225,942	【経常費用計】	85,305,661	95,510,372	△10,204,711
リ ー ス 料	487,280	518,025	△30,745	評価損益等調整前当期経常増減額	△7,211,299	△16,289,196	9,077,897
修 繕 費	170,726	0	170,726	評価損益等計	0	0	0
印 刷 製 本 費	8,158,884	7,817,349	341,535	当期経常増減額	△7,211,299	△16,289,196	9,077,897
広 告 宣 伝 費	28,150	27,820	330	2. 経常外増減の部			
車 輛 管 理 費	56,110	57,007	△897	(1) 経常外収益			
光 熱 水 道 費	831,197	790,166	41,031	経常外収益計	0	0	0
事 務 所 管 理 費	1,308,012	1,436,510	△128,498	(2) 経常外費用			
保 險 料	758,934	848,839	△89,905	車両運搬具除去費	0	1	0
表 彰 費	90,731	132,318	△41,587	経常外費用計	0	1	△1
諸 謝 金	1,740,285	2,326,955	△586,670	当期経常外増減額	0	△1	1
会 場 費	1,203,840	1,145,436	58,404	【当期一般正味財産増減額】	△7,211,299	△16,289,197	9,077,898
租 税 公 課	2,178,512	2,129,408	49,104	【一般正味財産期首残高】	640,192,101	656,481,298	△16,289,197
支 払 負 担 金	1,028,793	916,957	111,836	【一般正味財産期末残高】	632,980,802	640,192,101	△7,211,299
				Ⅲ 正味財産期末残高	632,980,802	640,192,101	△7,211,299

この社会あなたの税がいきている

令和2年度事業計画

令和2年4月1日～令和3年3月31日

I 令和2年度活動理念

公益社団法人渋谷法人会は「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者団体である」という法人会の理念の下、公益法人としての使命を達成するために一体となり組織的な事業活動を展開する。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては原点である「税」に関する活動の充実を図るとともに、法人会活動の更なる活性化のために、会員確保及び財政の健全化への対応に力を注ぎ、地域の発展と活気にあふれ信頼される法人会の確立をめざすために、以下の基本方針に基づき諸施策に取り組む。

II 基本方針

1、公益と社会貢献

健全な納税者団体として、事業の公益性と社会貢献度を高めるとともに、組織の強化を図り、納税者の事業への参加の向上と加入増加を推進し、以て公益法人としての社会的使命を果たすことに努める。

さらに公益法人として、民間が担う公益の目的を果たすべく取り組みを行う。

2、税務行政への協力

税務当局との連絡協力を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局間の相互理解・信頼の醸成に努め、また、広く納税意識の向上と納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

さらに、e-Tax・eLTAX普及のために、税務当局及び税務関係団体等とも連携しながら、電子申告の意義の重要性を訴え、役員企業100%を目標に、より一層の利用率向上に努める。

3、租税負担の合理化

中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、よく税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

4、企業経営の健全化

企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、経営、経理、労務及び税務に関する研修会、講習会の事業活動を積極的に行う。

5、広報活動の推進

法人会の知名度の向上、会員への会活動の周知、会員増強のための広報活動を充実させるとともに、公益

法人制度改革を踏まえ、関係委員会と協力して広く一般に対しての税の啓発活動等の推進に努める。

ホームページや会報等の充実を図るとともに、マスコミにアピールするためのパブリシティ活動を実施する。特に公益的な事業については積極的なプレスリリースを行う。

6、福利厚生制度の拡充

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、財政面における意義をも考慮し、制度の維持と普及推進を図る。

7、部会活動の充実

青年部会・女性部会・源泉研究部会の活動を活発に展開し、部会のさらなる充実と部会員の研鑽を図るとともに、会活動の担い手として法人会活動の充実と活性化に資するための諸施策を積極的に講じる。特に公益性の高い事業の実施に努め、未来を担う子どもたちへの租税教育や介護支援セミナーの開催等、親会等との連携を図りながら、引き続き積極的に取り組む。

8、組織の充実強化並びに法人会体制の整備

厳しい社会・経済情勢の下、会員数の減少傾向が続いている中で、組織の充実強化を図るため、会員増強月間を設けるとともに、退会防止に努めながら、役員一人1社を目標に、全会一丸となった組織的な会員増強を図る。

会務運営の基本に基づき、法人会組織の検討と魅力ある活動の展開、特に会員相互で情報交流を図ることにより会務を円滑に運営する。

令和2年度収支予算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位 円)

科 目	当 年 度 (a)	前 年 度 (b)	増 減 (a) - (b)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	100,000	180,000	△ 80,000
特定資産運用益	3,000	3,000	0
受取会費	40,000,000	41,500,000	△ 1,500,000
事業収益	3,600,000	4,650,000	△ 1,050,000
受取補助金等	28,830,000	29,800,000	△ 970,000
受取負担金	7,200,000	7,200,000	0
雑収益	650,500	650,500	0
経常収益計	80,383,500	83,983,500	△ 3,600,000
(2) 経常費用			
① 事業費	58,578,800	61,403,320	△ 2,824,520
② 管理費	20,812,200	21,264,580	△ 452,380
経常費用計	79,391,000	82,667,900	△ 3,276,900
評価損益等調整前当期経常増減額	992,500	1,315,600	△ 323,100
当期経常増減額	992,500	1,315,600	△ 323,100
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	992,500	1,315,600	323,100
法人税、事業税、住民税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	922,500	1,245,600	△ 323,100
一般正味財産期首残高	697,739,938	696,494,338	1,245,600
一般正味財産期末残高	698,662,438	697,739,938	922,500
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金			
受取全法連補助金	28,830,000	29,800,000	△ 970,000
一般正味財産への振替額	△ 28,830,000	△ 29,800,000	970,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	698,662,438	697,739,938	922,500

電子納税、電子申告を活用しよう

令和2年3月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	個人会員	田中 伸享	恵比寿3-37-4	5793-8840	ブライダルプロデュース
1	合同会社アクララル	柴田 照恵	恵比寿2-36-7	3444-8932	経営コンサルタント
2	(有)スピークプラン	鍋木 貴子	恵比寿西2-20-8	5392-0744	内装業
3	プラネットテーブル(株)	森 雅俊	渋谷1-11-1-6F	6433-5437	生産者支援プラットフォーム開発運用
8	京王不動産(株)	坂本 隆	初台1-54-2	3299-3115	不動産業
11	アイアンド	堀江 経一	神宮前3-39-5	6812-9016	食品卸売
11	(株)ワンオー	松井 智則	神宮前6-31-15	5774-1420	サービス・小売業
区外	(株)エムジー	山本 眞美	世田谷区桜上水4-18-11-101	6753-8586	飲食
区外	(株)柘植広告制作	柘植 学	世田谷区弦巻5-12-9	6450-6747	広告代理店
区外	(株)ホテル1-2-3パートナーズ	吉村 原夫	品川区東五反田5-23-7	5792-5785	宿泊業

令和2年4月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(株)itoko production	伊藤耕一郎	猿楽町9-5	3496-2778	サービス業
8	(株)レウス	村田 宗士	初台1-51-1	6276-2961	不動産業
11	(株)アンシャンテ	今井 理人	神宮前3-5-6	3479-9600	ベンチャーキャピタル

令和2年5月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
4	(株)Dream Works	籠尾 訓一	円山町23-4	6416-9413	タレントマネジメント

令和2年6月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)大正	大久保 正	広尾5-4-12	5907-6510	造園
1	(株)Chocostory	大西 佳孝	恵比寿1-15-9	6821-0097	情報通信
2	(株)テクニカル・サプライ・ジャパン	田中誠太郎	鉢山町5-18	3425-2400	既設建物物設備工事業
3	日本商工(株)	山下 秀男	渋谷2-22-3	5468-6977	電気機械器具卸売業
3	(株)トゥールステージ	今井 清久	渋谷2-15-1	6805-1502	広告業
3	医療法人社団 創友会 ヒラハタクリニック	平畑 光一	渋谷1-24-6	3400-3288	医療業
4	(株)ビーン&カンパニー	橘高 薫子	南平台町6-7	6452-5432	不動産管理

メールアドレスを登録しよう

渋谷税務署 異動報告

新署長に

あいた こうじ
會田 耕児 氏

法人担当副署長

(留任) ^{きたの}**北野 彰三 氏** (法人総括担当)
(新任) ^{みやもと}**宮本 光章 氏** (法人調査担当)

令和2年度渋谷税務署人事異動 (敬称略)

渋谷(新)	氏 名	前任(前官職)	渋谷(前)	氏 名	異動先(新官職)
署 長	會 田 耕 児	税大和光総合教育・部長	署 長	松 本 真 也	退 職
法人総括副署長	北 野 彰 三	留 任	法人総括副署長	熊 倉 登志夫	関信・調五・統括官
法人調査副署長	宮 本 光 章	高松局・調査査察・特査官	法人調査副署長	北 野 彰 三	留 任
法人第1統括官	高 群 征 史	京橋・法1・統括官	法人第1統括官	磯 忠 彦	蒲田・開発・特調官
法人第2統括官	山 口 香代子	局・課税2・主査	法人第2統括官	水 口 雄 志	麴町・法2・統括官
法人第3統括官	黒 木 東	留 任	法人第3統括官	黒 木 東	留 任
総務課長補佐	山 本 久美子	日野・総務・補佐	総務課長補佐	保 田 伸 晃	船橋・法1・連調官
法人審理上席	長 岡 望	保土ヶ谷・法1・審理上席	法人審理上席	藤 田 滋 之	保土ヶ谷・法1・審理上席
法人審理上席	小 西 雄 貴	留 任	法人審理上席	小 西 雄 貴	留 任
法人会担当	上 月 亮	目黒・総務・主任	法人会担当	山 口 満 帆	荻窪・総務・主任
法人審理上席	小 西 毅	留 任	法人審理上席	小 西 毅	留 任
法人審理調査官	石 渡 篤 実	小石川・法1・調査官	法人審理調査官	谷 ちさ子	京橋・源特官・調査官

※7月10日付けで渋谷税務署の定期人事異動がありました。【法人会と関わりのある方のみ】



退任のごあいさつ

前 渋谷税務署長
松本 真也 氏



盛夏の候、公益社団法人渋谷法人会の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、私は定年を迎え国税の職場を退職させていただきました。

昨年7月の着任以来、長島会長をはじめ渋谷法人会の皆様方には、税務行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

皆様方のご理解・ご協力のもと渋谷税務署長としての職責を全うする事ができました。重ねて感謝申し上げます。

東京を代表する活気溢れた街でありながら、良き伝統を守り続けている「渋谷」の街で活躍されている渋谷法人会の皆様方が、税知識の普及、納税意識の高揚に資する諸活動をはじめ、企業経営のための情報提供、

税務という枠にとらわれない地域社会への貢献活動など幅広い活動を積極的に推進しておられることに、改めて敬意を表します。会活動を通じて、渋谷法人会の皆様方と様々な活動や意見交換ができましたことは、私にとりまして大変貴重な時間でした。1年間大変ありがとうございました。

年が明けましてからは、新型コロナウイルスの影響により今までに経験したことのないような事態が続きました。こうした事態に対応するため、税務署としても申告期限の延長、納税の猶予など納税緩和措置を講じてきました。今後も様々な課題が生じてくることが予想されますが、納税者の皆様方から信頼される税務行政を引き続き行っていくためにも、今後とも渋谷法人会の皆様方には、税務行政の良き理解者として、変わらぬご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一日も早い新型コロナウイルスの終息と、公益社団法人渋谷法人会の益々のご発展と会員皆様のご健勝ならびに事業のご繁栄を祈念いたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

渋谷税務署 新幹部ご紹介

(敬称略)



副署長
宮本 光章

出身：熊本県熊本市
前任：高松国税局調査査察部特別国税査察官
一言：香川県に単身赴任していましたが、この度の異動で東京に戻ってまいりました。初めての渋谷署勤務ですが、活気溢れる若者文化の街、渋谷で勤務できることに、心ときめいております。法人会の行事等に参加し、渋谷の魅力を発見したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

署 長
會田 耕児

出身：神奈川県横浜市
前任：税務大学校総合教育部長
一言：前任の税務大学校は、埼玉県和光市にある職員研修施設です。今年は、緊急事態宣言の下でオンライン研修を実施しましたが、初めて実施したということもあり、映像コンテンツの作成や試験など一つひとつ工夫しながら進めてまいりました。今は、新型コロナウイルスへの対応で様々な制約があり、法人会の会員の皆様の活動においても、様々な場面でご苦勞なさっていることと思います。私共といたしましては、このような状況においても、皆さまと変わらぬ協力関係を維持し、できることをしっかり行うよう工夫に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。

副署長
北野 彰三

出身：福岡県直方市
前任：留任（2年目）
一言：渋谷署2年目となりました。厳しい社会・経済状況の中ですが、法人会の皆様とは前年にも増して交流を深めていきたいと思っております。引き続きよろしくお願い致します。



法人課税第3部門
審理担当上席国税調査官
小西 毅

出身：東京都町田市
前任：留任（3年目）
一言：渋谷署3年目となりました。今年も源泉研究部会の研修会が、充実したものとなるよう頑張ります。引き続き、よろしくお願い致します。

法人課税第3部門
統括国税調査官
黒木 東

出身：千葉県
前任：留任（2年目）
一言：渋谷税務署2年目となりました。昨年は渋谷駅周辺についてはほとんどわからないままでした。今年こそ渋谷駅周辺をはじめとして渋谷署管内の魅力をたくさん発見したいと思います。今年も法人会の活動に少しでも貢献できるよう頑張ります。どうぞよろしくお願い致します。

法人課税第1部門
統括国税調査官
高群 征史

出身：兵庫県西宮市
前任：京橋税務署法人課税第1部門
一言：日頃より、大変お世話になっております。渋谷署の勤務は初めてですが、管内の歴史や魅力などをしっかり学びながら、そして、会の行事等を通じて、役員及び会員の皆様との交流を深めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

法人課税第1部門
審理担当国税調査官
上月 亮

出身：兵庫県三田（さんだ）市
前任：目黒税務署総務課
一言：渋谷署での勤務及び法人会担当は初めてとなります。感染症対策に配慮しつつも、法人会の皆様と積極的に交流させていただければと思っております。よろしくお願い致します。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ **担保は不要。**
- ▷ **延滞税は免除。**

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
 - （注1） 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 - ▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
 - ▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
 - （注2） 国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

会員増強にご協力を

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、事業用家屋と構築物を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日） ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内） ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



公益財団法人

全国法人会総連合

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6
FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集





昨年度に引き続き、令和2年度も 小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を 減免します（23区内）

- ◆**減免対象** 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りします。
- ◆**減免割合** 固定資産税・都市計画税の税額の2割
- ◆**減免手続** 減免を受けるためには、申請が必要です。
 まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、
 「固定資産税の減免手続きのご案内」を送付します。
 減免の要件を確認のうえ、申請してください。
 ※同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、
 新たに申請する必要はありません。



【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

都税における納税証明書は、 すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます（自動車税種別割に関する納税証明書（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。）。
 下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請を行ってください。

なお、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、①領収証書の原本（領収印のあるもの）②申告書の控え※（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明書の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人住民税等申告税目の場合に限りします。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

証明の種類		申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税種別割以外）	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21 都税証明郵送受付センター
2	納税証明（一般用） （自動車税種別割）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたことのないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税種別割納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所	

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）03-5420-1621(代表)

振替納税を利用しよう

災害等により甚大な被害を受けた方に対して 都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

◆減免する場合

床上浸水（不動産取得税を除く）、崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

◆減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など
※固定資産税・都市計画税、個人事業税については、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。

◆減免を受けるための手続き

減免を受けるためには、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「り災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆詳しくは、

渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)までお問い合わせください。



しゅや法人No.564

ナンバープレースパズル●解答

解答 5 6 3 9 8

9	7	8	3	2	1	5	4	6
5	6	1	8	9	4	2	3	7
3	2	4	7	5	6	9	8	1
7	9	3	5	4	8	1	6	2
2	4	6	1	3	9	7	5	8
8	1	5	2	6	7	3	9	4
1	3	2	6	8	5	4	7	9
4	8	7	9	1	3	6	2	5
6	5	9	4	7	2	8	1	3

●当選者

しゅや法人No.564の“ナンバープレースパズル”にご応募いただきありがとうございました。

代々木 荒木様
恵比寿西 渡邊様
幡ヶ谷 津野様
神山町 高久様
広尾 山本様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

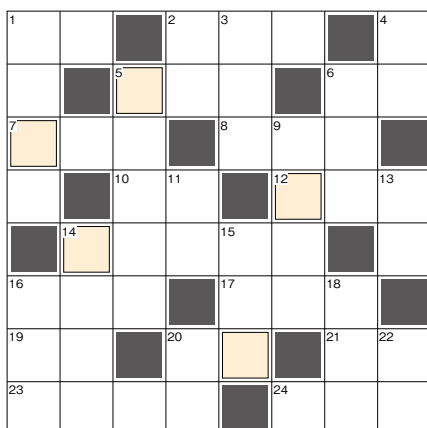
応募方法

郵便はがき: 〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和2年8月31日(月)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

クロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



果実に関するクロスワードです

タテのカギ

- 匂いは強烈ですが、フルーツの王様
- サクサク生地で、焼けたよアップル〇〇
- アポロ11号の中にある果物なーに?
- この季節が去り、収穫の秋に
- ブラックベリーに似ているけど赤い果実
- 伊予柑やデコポンもあります。
- 脱! 洋梨体型。ココをくびれさすゾ
- アジアが東なら、ヨーロッパは?
- 「さるかに合戦」の原因はこの果実
- 食後に食べたい!!フルーツやアイス
- 深夜に走り早朝に到着する〇〇〇列車
- 背中をクリック、カチッと鳴くよ
- オサルに似合う南国フルーツ
- ㊦イエス。〇〇ワックスの果物

解答欄

22 リンゴの丸かじり、何が残る?

ヨコのカギ

- フグにも、桃や梅の種にも!
- パイナップルを略して言うよ
- レイシとも言う。楊貴妃の好物だったとか
- トロリ甘い。花にもリンゴの内部にも
- プラムはスモモ。アプリコットは?
- ゴージャスなこと。〇〇〇絢爛
- 〇〇ほっぺ。〇〇まどんな。〇〇秀峰
- コブシ回して歌います
- 「おいしい」を英語で。リンゴの名前にも
- ダディはファーザー。マミーは?
- 花あり、枕あり、早口あり
- 中国語の数。4はスーでは5は?
- ない鷹は、爪を出しっ放し
- この果実、まだ二十世紀のまま
- ヤシの実に刺して、チュルル〜
- 栗の3兄弟真ん中。薄いボディね

会員
特典



公益社団法人 渋谷法人会

葬儀支援サービス



家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります

ポイント

1

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目（祭壇、お棺など）を「基本セット」として
首都圏平均50万円相当のものを低廉な価格でご提供いたします。

●対象者と基本セットご利用料金

※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。

対 象 者 (ご葬儀の対象となる故人さま)	基本セットご利用料金
● 75歳未満の役員	無料
● 75歳以上の役員および役員のご家族 [※] の方 ※家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。	24万円 (税別)

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「渋谷法人会」の名札で生花または花環が1基提供されます。

ポイント

2

葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

葬儀に関するお問合せや
事前相談だけでもOK!!

●全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応



0120-421-493

まず始めに、「渋谷法人会」とお伝えください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。
葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。

提携葬儀社

くらしの友

くらしの友は首都圏を中心に30箇所の直営斎場を運営。高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

くらしの友互助会会員併用利用特典として
葬儀費用総額から5万円を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス
特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

桜新町式場



式場数		2式場
安置室		○
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場		14台

住 所 東京都世田谷区桜新町2-19-16

最寄り駅 東急田園都市線「桜新町駅」西口より 徒歩約5分

アダージョ世田谷代田



式場数		1式場
安置室		○
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場		7台

住 所 東京都世田谷区代田5-10-8

最寄り駅 小田急線「世田谷代田駅」より 徒歩約4分
京王井の頭線「新代田駅」より 徒歩約7分

※記載の斎場のほか、自宅・集会所・町内会館・寺院斎場でもご利用可能です。

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。

全国儀式サービス

検索

制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。 ユーザー名: gishiki パスワード: shibuya_hou

制度運営 株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755 ※記載のサービス内容は、状況により変更となる場合がございます。